

社会福祉法人白寿会・特定処遇改善加算について

国の方針を基本とし、白寿会にて特定処遇改善加算を算定し、対象者に対して、賃金として配分する。

1) 特定加算の対象となる事業所

特養・訪問介護・通所介護・認知症通所介護・特定入所（つむぎ苑）

2) 特定加算の対象となる職員

- ・経験・技能のある介護職員（ケアワーカー・ヘルパー）
 - ・上記以外の介護職員（ケアワーカー・ヘルパー）
 - ・その他職員（相談員、看護師、ケアサポーター、栄養士、施設介護支援専門員）
- ※1)の対象事業所の職員のみ

3) 賃金改善対象グループ

A：経験・技能のある介護職員 → 介護福祉士資格：有かつ7年以上の勤務年数

B：上記以外の介護職員

C：その他職員 → 職種：相談員、看護師、ケアサポーター、栄養士、施設介護支援専門員

※正規職員・非常勤職員・勤務時間にて区分し手当額を配分する。

	正規職員	非常勤職員		
		週 30 時間以上	週 11 時間以上 30 時間未満	週 10 時間以下
A:経験ある介護職員	①	②	③	④
B:その他介護職員	⑤	⑥	⑦	⑧
C:その他職員	⑨	⑩	⑪	⑫

① 介護福祉士資格届出：有 勤続7年以上（当法人のみ）、正規職員

② 介護福祉士資格届出：有 勤続7年（当法人のみ）、非常勤職員、勤務：週30時間以上

③ 介護職員（ケアワーカー）、正規職員

④ 介護職員（ケアワーカー）、非常勤職員、勤務：週30時間以上

⑤ 介護職員（ケアワーカー）、非常勤職員、勤務：週11時間以上30時間未満

⑥ 介護職員（ケアワーカー）、非常勤職員、勤務：週10時間以下

⑦ その他職員、正規職員

⑧ その他職員、非常勤職員、勤務：週30時間以上

⑨ その他職員、非常勤職員、勤務：週11時間以上30時間未満

※ 対象者は特定処遇改善加算取得できる事業所のみ

4) 支払方法

・支給適用月に特定処遇改善加算手当として支払いを行う。

・年度末に特定処遇改善加算の報酬額と賃金の支払い総額に差額が出た場合は、一時金として賃金改善対象グループへ支払いを行う。

※年度ごとの計画書に準じて支給を行うために、支給に関する変更がある場合は職員に通知し、給与等支給規則内規：別紙資料を更新する。